

県子ども・子育て支援事業支援計画における区域の設定について

《子ども・子育て支援法に基づく基本指針 ～抜粋～ 》

○都道府県が設定する教育・保育の提供区域について

- ・市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定める。
- ・隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて区域を定める。
- ・教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。

○都道府県の認可及び認定に係る需給調整について

教育・保育施設に係る認可・認定の申請があった場合に、都道府県の設定する区域における利用定員の総数が、当該年度に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになると認めるときは、教育・保育施設の認可・認定をしないことができる。

1 市町村が定める教育・保育提供区域について

各市町村の条件等により、各市町村の子ども・子育て会議において決定される予定。

2 千葉県内の広域利用の実態（詳細別紙）

(1) 保育所の隣接市町村間等における広域利用の割合 1.6%

入所児童数 83,493人 うち 1,360人

(平成26年4月1日現在)

(2) 私立幼稚園所在市町村と異なる市町村に居住する園児の割合 10.1%

私立幼稚園在園児数 81,039人 うち 8,167人

(平成26年5月1日現在)

3 教育・保育施設の認可・認定の際の需給調整の基本的な考え方

(1) 認定こども園、保育所から認可・認定の申請があった場合、適格性・認可基準を満たす場合は認可・認定する。

ただし、以下に該当する場合には認可・認定しないことができる。 = 需給調整

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） ⇒ 原則認可・認定

需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） ⇒ 需給調整

(2) 幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば認可・認定基準を満たす限り認可・認定を行う。

※区域の設定は、教育・保育の量の見込みや提供体制の確保内容等を定める単位であり、市町村を超えた広域利用が制限されるものではない。

4 千葉県における教育・保育提供区域の設定について

(案)の1 各市町村をひとつの単位として1区域と設定する。

○案とする理由

- ・新制度の実施主体である市町村の状況について、各市町村別に反映させることが可能

○検討を要する点

- ・県計画における区域設定数が、比較的多数（54区域）となる。

(案)の2 健康福祉センター(県内13センター)所管地域を基本とする区域と設定する。

○案とする理由

- ・市域を超えた教育・保育施設の利用が多い地域における利用実態に馴染む。

○検討を要する点

- ・複数市町村による区域設定となるため、供給過剰市町村域内においても、認可・認定が行われる可能性が生じる。

【参考】現在の幼稚園・保育所認可の際の考え方

幼稚園

設置予定幼稚園の周囲の既設幼稚園等との距離、設置予定地周辺の幼児数、人口動態等を勘案している。

保育所

該当保育所の所在市町村において、待機児童数や人口の推移等により判断し、認可申請手続きを行っている。

【区域設定の例】

《例 1》

A市		B市		C市		3市を1区域として 設定した場合	
需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)
100	60	100	100	70	100	270	260

A市：需要>供給 B市：需要=供給 C市：需要<供給 区域：需要>供給

C市内に保育所・認定こども園等の設置申請があった場合、C市においては供給過剰であるが、3市を1つの区域として設定すると、区域全体では供給不足であるため、原則認可となる。

《例 2》

A市		B市		C市		3市を1区域として 設定した場合	
需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)	需要 (希望者)	供給 (受入)
100	70	100	100	60	100	260	270

A市：需要>供給 B市：需要=供給 C市：需要<供給 区域：需要<供給

A市内に保育所・認定こども園等の設置申請があった場合、A市においては供給不足であるが、3市を1つの区域として設定すると、区域全体では供給過剰となるため、認定こども園等を認可・認定しないことができる。

ただし「認可しないことができる」だけなので、おそらく認可することとなる。

【区域設定に関する市町村からの意見】

- ・私立幼稚園の市外利用は近隣市にまたがり、市内の幼児の3割近くが市外の幼稚園を利用し、また同様に市外の幼児が当該市に所在する私立幼稚園を利用している状況となっているため、市間での調整は非常に重要であり、このような状況を踏まえた県における区域設定を行っていただきたい。
- ・市境に位置する幼稚園においては、隣接市からの利用が多く、半数以上が他市の園児という園もあり、広域利用を前提として区域設定をお願いしたい。
- ・幼稚園については、幼稚園の特色により保護者は選択しているので、健康福祉センターごとの区域等でもよいのではないかと。
- ・2・3号認定については、広域利用の実態把握を行い、検討すべきではないかと。

【2 千葉県の実態】					
保育所における他市町村児童の受託割合				私立幼稚園所在市町村と異なる市町村に居住する児童の割合	
市町村名	入所児童数	うち受託	その割合	市町村名	その割合
千葉市	13,274	108	0.8%	千葉市	4.7%
船橋市	9,302	115	1.2%	船橋市	6.1%
柏市	4,983	34	0.7%	柏市	14.2%
銚子市	974	48	4.9%	銚子市	6.5%
市川市	6,204	76	1.2%	市川市	12.3%
館山市	660	25	3.8%	館山市	7.9%
木更津市	1,563	49	3.1%	木更津市	9.1%
松戸市	5,624	77	1.4%	松戸市	8.3%
野田市	2,164	18	0.8%	野田市	2.5%
茂原市	1,349	22	1.6%	茂原市	9.4%
成田市	2,089	19	0.9%	成田市	5.7%
佐倉市	1,790	24	1.3%	佐倉市	6.3%
東金市	609	15	2.5%	東金市	13.4%
旭市	1,707	34	2.0%	旭市	14.7%
習志野市	1,848	11	0.6%	習志野市	28.8%
勝浦市	285	5	1.8%	勝浦市	
市原市	2,442	21	0.9%	市原市	5.9%
流山市	2,904	70	2.4%	流山市	17.7%
八千代市	2,229	11	0.5%	八千代市	10.8%
我孫子市	1,909	36	1.9%	我孫子市	9.2%
鴨川市	412	0	0.0%	鴨川市	
鎌ヶ谷市	938	18	1.9%	鎌ヶ谷市	24.3%
君津市	1,109	45	4.1%	君津市	25.1%
富津市	679	119	17.5%	富津市	41.1%
浦安市	2,345	20	0.9%	浦安市	5.8%
四街道市	907	0	0.0%	四街道市	5.7%
袖ヶ浦市	912	28	3.1%	袖ヶ浦市	10.1%
八街市	822	5	0.6%	八街市	1.2%
印西市	1,301	19	1.5%	印西市	11.1%
白井市	877	12	1.4%	白井市	9.3%
富里市	573	19	3.3%	富里市	14.6%
南房総市	407	37	9.1%	南房総市	
匝瑳市	903	32	3.5%	匝瑳市	12.2%
香取市	1,707	40	2.3%	香取市	8.2%
山武市	721	8	1.1%	山武市	
いすみ市	964	8	0.8%	いすみ市	
大網白里市	485	4	0.8%	大網白里市	32.8%
酒々井町	251	12	4.8%	酒々井町	9.6%
栄町	190	9	4.7%	栄町	17.8%
神崎町	139	4	2.9%	神崎町	
多古町	86	9	10.5%	多古町	
東庄町	247	18	7.3%	東庄町	
九十九里町	169	3	1.8%	九十九里町	14.3%
芝山町	165	11	6.7%	芝山町	79.1%
横芝光町	593	44	7.4%	横芝光町	23.4%
一宮町	374	0	0.0%	一宮町	
睦沢町	108	2	1.9%	睦沢町	
長生村	339	0	0.0%	長生村	
白子町	261	1	0.4%	白子町	
長柄町	74	3	4.1%	長柄町	
長南町	128	1	0.8%	長南町	85.8%
大多喜町	212	6	2.8%	大多喜町	
御宿町	133	2	1.5%	御宿町	
鋸南町	53	3	5.7%	鋸南町	
合計	83,493	1,360	1.6%	合計	10.1%